

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業

全国各地において男女共同参画の推進に向けたさらなる啓発を期するため、男女共同参画推進連携会議の全国的なネットワークを活用するとともに、同会議構成団体や地域版連携会議との共催で、全国各地でセミナー等を開催する。

- 連携会議構成団体／地域版連携会議が企画提案し、内閣府及び連携会議（企画委員会）で審査を実施、採択企画を決定する。
- 内閣府が契約する運営事業請負業者により、セミナー等の運営を実施。

<共催事業の流れ>

団体からの企画提案（本年：2月3日～5月6日）

※連携会議構成団体／地域版連携会議の全てに対し、企画提案を募集

内閣府で提案内容確認

⇒団体へ質問

連携会議企画委員会による審査、採択決定（5月下旬～6月上旬頃）

各団体へ、採択／不採択を通知

採択

（6件程度）

内閣府と採択団体で、事業の内容・費用負担について協議・調整

※ 内閣府は、1件150万円以内を目安とし、事業に要する経費（目安として、以下に掲げるような経費）の一部を負担。

- ・講師・パネリスト等の諸謝金、旅費（内閣府規定による額）
- ・会場借料及び付属設備使用料
- ・印刷製本・梱包発送費（ポスター、チラシ、プログラム、資料等）
- ・運営費（募集受付・管理、当日受付・案内等企画・立案を除く運営業務全般）
- ・雑役務費（速記、要約筆記、手話、託児）
- ・同時・逐次通訳 等

調整した内容に基づき、内閣府が運営業務請負業者を選定、契約を締結

運営業務請負業者と採択団体で仔細を調整

事業実施（年度内）

事業実施結果・成果の
検証

- * 共催団体間／各傘下・関連団体での検証結果共有
→ 取組のブラッシュアップ、活性化
- * 連携会議における検証結果共有
→ 各分野に関する新しい視点の発見、ネットワークを活かした理解・普及の促進

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業
における共催団体募集要項

平成 28 年 2 月 3 日
内閣府男女共同参画局長決定

1. 趣旨・目的

男女共同参画推進連携会議（以下「連携会議」）は、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進することを目的に、セミナー、シンポジウム、これらに類する研修会・学習会・出前授業等の開催（以下「セミナー等」）を内閣府との共催により実施しています。

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会づくりに資するテーマに関連したセミナー等を実施することにより、連携会議構成団体・地域版男女共同参画推進連携会議、その傘下団体、企業、個人だけでなく、一般の人々が、男女共同参画の推進課題に関する理解を深めることが重要であると考えています。

また、理解推進のための諸活動の実施を通し、連携会議構成団体間や、活動に協力する各種団体等との連携が一層進むことにより、各団体の活性化と男女共同参画社会づくりの推進力向上が期待されると考えています。

そこで、男女共同参画の推進に資するテーマ（第4次男女共同参画基本計画に掲げる12の重点分野を参考とすること）に関連したセミナー等を開催する団体を募集します。

2. 応募要件

以下の（1）～（4）を満たすこと。

（1）具体性

男女共同参画の推進に資する具体的なテーマとすること。あわせて当該セミナー等を通して働きかける対象を明確にすること。

（テーマ例は3頁を参照。例中、※は平成28年度における重点テーマ）

（2）協働性／連携性

事業の主催者として、内閣府・連携会議のほか、以下の組合せによる団体等が共同で実施するものであること。

① 複数の連携会議構成団体

② 連携会議構成団体及び外部の団体

③ 単一団体の主催であるが、後援等により他団体との連携協力が見込まれるもの

※ 連携会議構成団体とその傘下組織等による共催、また、傘下組織等同士の共催は、上記①・②に該当せず、単一団体の主催とみなしますので、別途外部団体等との協力が必要になります。

なお、対象団体の決定に当たっては、①、②、③の順で上位に審査材料とします。

（3）有効性

事業において実施するセミナー等は、当該団体の構成員・関係者だけを対象とせず広く一般を対象としていること、また幅広い団体・個人の参加、とりわけ男性の参加を促進するための工夫・手段が講じられていること。また、当該セミナー等の参加対象に対し、周知・参加を呼びかけるための確実かつ有効な手段を講じたものであること。

(4) 発展性

事業において実施するセミナー等の実施結果・成果を検証し、テーマに関する参加者の問題意識、事業に対する参加者の評価、今後の改善すべき点を、事後的に明らかにする体制を有すること。

また、この事業で創出された団体間・地域のネットワークを、実施結果・成果の検証作業を通して緊密なものとし、事業において取り組んだテーマを中心に、問題解決の活動主体として持続的な連携・協働を行う見通しを示すことが望ましい。

3. 主催

内閣府、連携会議、提案団体（連携会議構成団体、地域版男女共同参画推進連携会議）、外部の団体（2.（2）②の場合）が共同で務めること。

※ 連携会議構成団体の傘下組織や地方支部等が実施することも可能。ただし、上部組織や本部の承認を得た上で、後援協力等を取得することが望ましい。

4. 内閣府にて負担できる経費（目安）

- ・講師・パネリスト等の諸謝金、旅費（内閣府規定による額）
- ・会場借料及び付属設備使用料
- ・印刷製本・梱包発送費（ポスター、チラシ、プログラム、資料等）
- ・運営費（募集受付・管理、当日受付・案内等、企画・立案を除く運営業務全般）
- ・雑役務費（速記、手話、託児等） 等

※ 上記経費は、内閣府が決定した運営業務請負契約業者が全ての支出を行います。内閣府から共催団体等への直接支出、また、団体等が購入・代行払した経費の事後精算は行われません。

※ 上記経費については、その一部を、共催団体において負担いただくことになります。

※ 上記経費は目安であり、上記以外で生ずる経費の負担の可否は、個別に調整します。

※ 1件150万円以内程度を目安とします。

5. 採択件数

6件程度を上限とし、提出された企画案・経費負担希望案をもとに、審査を実施・採択します。

※ 決定した企画案等については、審査等の結果により変更を求めることがあります。

※ 状況に応じて追加募集・追加採択を行う場合があります。

※ 企画案等の作成費用については、採択結果にかかわらず提案団体の負担とします。

6. 事業の流れ（全体）

(1) 2月 3日（水）：募集開始

(2) 5月 6日（金）：応募締切（「企画案」及び「経費負担希望案」の提出）

(3) 5月下旬～6月上旬頃：審査・採択（実施細目の調整等）

(4) 7月～年度末：企画案等をもとに、内閣府と協議しながら、内閣府が決定した運営業務請負契約業者を通じて、セミナー等を実施

(5) 年度内：事業実施後、実施結果・成果を検証

※ 連携会議全体会議等において、事業実施結果を報告いただく場合があります。

7. 対象団体の決定

企画案等の内容、予算額、過去の採択実績、開催地域のバランスや審査の際に委員が付した意見等を総合的に勘案し、内閣府において審査・決定します。

※ 審査には、男女共同参画推進連携会議有識者議員（企画委員）も参加します。

※ 企画案等の提出後、内閣府よりセミナー等の内容や予算等の詳細について、照会を行うことがあります。

8. 問い合わせ先

内閣府男女共同参画局総務課企画係

TEL：03-5253-2111（内線 37522）

FAX：03-3581-9566

E-MAIL：kikaku@cao.go.jp

（参考）

当募集要項中、2. 応募要件（1）具体性のテーマ例については以下のとおり。

（テーマ例）

【企業における女性の活躍促進】

- ・中小企業経営者を対象とした、トップのリーダーシップによる女性活躍促進の取組先導例の共有
- ・国内企業の人事・CSR 担当者に向けた、「女性のエンパワーメント原則（WEPS）」を活用した経営改善の手法・その効果の周知

【女性のライフステージに対応した活躍支援】

- ・出産・育児で離職中の女性に向けた、女性の再就職支援・学びなおし機会提供の取組の周知・啓発
- ・起業を目指す女性に対する、起業推奨のためのロールモデル提示・経営知識やノウハウの助言

【男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備】

- ・企業等管理職をはじめとする、男性の家事・育児参加の意義・効果の啓発・促進
- ・子育て世代の男女に向けた、多様なライフスタイルの実現に関する好事例・情報の交換

【教育・科学技術分野等における女性の活躍促進】

- ・企業経営者・管理職に向けた、女性技術者・研究者によるイノベーション創出が企業活力へ好影響を及ぼす好事例の発信
- ・女子中高生を対象に、優れた女性研究者等ロールモデルとの出会い提供、多様な理系キャリアへの進路選択促進

【女性に対する暴力の根絶に対する啓発】

- ・学生～20 歳代の若い男女に対し、交際相手からの暴力予防のための知識啓発（対等な関係の構築、暴力によらない問題解決の方法等）

※ 【男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍】

- ・配偶者や本人の転勤に配慮したキャリア継続に関する仕組みや ICT 等を活用した柔軟な働き方、長時間労働の削減や働き方改革、出産・育児・介護等のライフイ

メントによるキャリア断絶の防止等、女性が働きやすい環境の検討

- ・男性の育児休暇・休業取得の促進、男性管理職の意識改革、部下の家事・育児等への参画に配慮できる上司が評価されるような人事制度の普及促進、男性に対する研修など育児・家事等に関するスキルを高める取組等、男性の家事・育児など家庭生活への主体的参画の促進

※【様々な分野における女性の参画拡大】

- ・様々な分野における女性の参画拡大、特にリーダーや管理職等（指導的地位）に占める女性割合の増加や、組織トップ・管理職等による意識の改革と積極的な取組の働きかけ等、多様な分野における女性の参画拡大の促進
- ・特に政策・方針決定過程への女性の参画が遅れている分野において、将来指導的地位に成長していく女性（例えば民間企業の係長相当職等）に対するロールモデルの提示、研修の充実、ネットワークの構築等、人材プールを厚くするための取組

以 上